

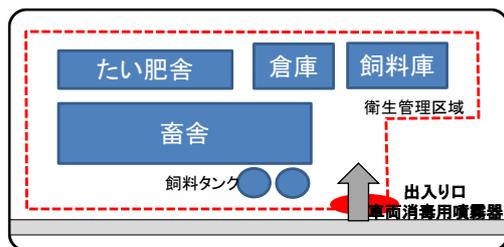
飼養衛生管理基準について

「飼養衛生管理基準」については、前号で、計画期間を令和3年度から令和5年度とする「滋賀県飼養衛生管理指導等計画」について説明記事を掲載いたしました。令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの過去最大の発生や、ワクチン接種農場における豚熱の発生など、重大な家畜の伝染性疾病の発生リスクは依然として高い状況が続いていますので、繰り返しになりますが、改めて今回も説明いたします。

「飼養衛生管理基準」は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、その遵守は、家畜の伝染性疾病発生予防の最後の砦として、衛生管理区域（農場）への病原体の侵入を防止し家畜への感染を防ぐことにつながることから、最も重要な発生予防対策の一つです。

「衛生管理区域」

病原体の侵入およびまん延の防止を重点的に行う区域（家畜を飼養する畜舎・パドック・放牧地のほか、家畜に使用する物品の保管場所、家畜に直接触れた者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する範囲を含む）。



中規模以上の家畜の所有者の皆様には、毎年、2月1日現在の家畜の飼養状況等の報告（定期報告）に併せて、「飼養衛生管理基準の遵守状況および遵守するための措置の実施状況（自己チェック表）」により、自らの農場における遵守状況や遵守するための実施状況について自己点検を行い、その結果を家畜保健衛生所に提出していただいています。家畜保健衛生所は年に1回以上農場を訪問し、提出された自己チェック表をもとに、遵守状況の確認と改善指導の内容を記入し、その情報を家畜の所有者の皆様と共有しています。また、今年度につきましては、「飼養衛生管理マニュアル」の作成についても、お話をいただいています。

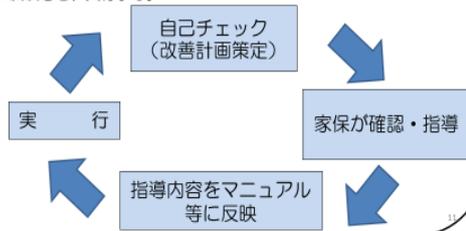
「飼養衛生管理マニュアル」

「飼養衛生管理基準」の「飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」に掲げられている事項を規定するマニュアルを農場毎に作成（豚飼養農場は作成済。他の畜種は令和4年2月までに作成が必要。）従事者および外部事業者は当該マニュアルの規定を遵守する必要があります。

家畜の所有者の皆様には、改善指導の内容を「飼養衛生管理マニュアル」に反映させ、実行してもらいます。このサイクルを毎年続けていくことにより、農場（衛生管理区域）における衛生管理のレベルを向上させ、家畜の伝染性疾病の発生予防につなげていきたいと考えています。

【飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表提出後の流れ】

- ① 家畜保健衛生所が、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家保記入用チェックボックスに「○」又は「×」を記入する。
- ② 改善が必要な項目については、家保記入欄に改善指導の内容を記入し、農家に提供する。
- ③ 改善指導があった場合、農家は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



「衛生管理区域」に立ち入る畜産関係者がご自身で対応できること

家畜伝染病予防法第12条の3には、「飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。」と規定されており、飼養衛生管理基準の遵守は、家畜の所有者の責務とされています。一方、業務として衛生管理区域に立ち入りされる畜産関係者の方々は、農場内では前述した農場毎の「飼養衛生管理マニュアル」に従って行動する必要があります。畜産関係者ご自身で飼養衛生管理基準に則した対策を行うことで、家畜の所有者の方々の負担の軽減を図ることができる項目があります。

牛の基準をもとに例示したいと思います。

●記録の作成および保管

家畜の所有者は、衛生管理区域に立ち入った者の、氏名・住所または所属・立ち入り年月日・訪問の目的・消毒実施の有無等の記録の作成と1年間以上の保管を求められています。衛生管理区域を訪問された際は、ご自身からお声がけして、「農場出入りチェッ

ク表」など、準備されている記録様式を提示してもらい、ご自身の手で必要な情報を記入いただきますようお願いいたします。



(農場出入りチェック表)

●衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

家畜の所有者には、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒を行うためにアルコールスプレーの設置等をお願いしていますが、立ち入る方ご自身が消毒機器を携行し、入り口付近で消毒を行う・または入場前に使い捨ての手袋を着用することで対応することも可能です。

●衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用

衛生管理区域専用の衣服および靴の準備も家畜の所有者が準備することになっています。立ち入る方ご自身で衛生的な衣服(着用している衣服の上から重ね着するものでも可)や専用の長靴・ブーツカバーを持参し、着用することでも対応が可能です。

●衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入り口付近に消毒装置を設置することも家畜の所有者に求められています。入り口付近に噴霧器や消石灰帯の設置をお願いしていますが、立ち入る方ご自身で消毒機器を携行し(消毒薬を入れた

蓄圧式噴霧器など)、入場時にタイヤまわりの消毒を行うことも有効な方法です。

●畜舎に立ち入る者の手指消毒等

●畜舎入り口における靴の交換または消毒
衛生管理区域に立ち入る際と同様に、畜舎に立ち入る際にも手指消毒・靴の交換または消毒の実施が必要となります。病原体を家畜に感染させないために、畜舎内に入ることは極力さけることが望ましいですが、立ち入る必要がある場合には、畜舎に設置された消毒器具(アルコールスプレー・踏み込み消毒槽等)での十分な消毒や専用靴への履き替えが基本です。畜舎毎の専用手袋やブーツカバーを持参することでも対応可能です。

●衛生管理区域から退出する際の措置

これまで述べてきた衛生管理区域等への立ち入り時の対応は、病原体を持ち込まない、衛生管理区域内の家畜へ感染させないための必要な対応ですが、衛生管理区域内にすでに病原体が侵入している可能性を考慮し、退出時に病原体を衛生管理区域外に持ち出さない対応も必要となります。車両や手指の消毒、農場内専用の衣服の脱衣や靴の交換・消毒等の対応が必要となります。

**「衛生管理区域」訪問時の
家畜保健衛生所の作業手順**

家畜保健衛生所では、衛生管理区域に立ち入って行う業務が多いので、病原体を持ち込まない、持ち出さないための手順を定め、細心の注意を払っています。

●出発前

- ①農家巡回専用の靴(以下巡回用靴)を着用(家保では出勤時の靴と別にしていく)

- ②長靴を消毒液に浸漬しておく(1回の出役で1農場訪問を基本とする)。

- ③出発前に公用車を消毒

●入場時

- ①車を区域出入口に停車し車両消毒
- ②乗車前に巡回用靴の靴底消毒およびフロアマット・ハンドル・ペダルの消毒
- ③手指消毒または手袋の着用、防護服および長靴(ブーツカバー)を着用して乗車
- ④車を区域内(なるべく車が汚れにくい場所)へ移動
- ⑤入場時の記録

●退出時

- ①長靴の洗浄および消毒
- ②退出時の記録
- ③農場に持ち込んだ物品の消毒、防護服を脱衣しゴミ袋等に入れる。巡回用靴に履き替え、乗車前の手指消毒
- ④車を区域出入口付近に移動し車両消毒、靴底消毒およびフロアマット・ハンドル・ペダルの消毒

**畜産関係者、関連事業者の
みなさまへ**

「飼養衛生管理基準」は、「家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準」ですが、関係者一丸となつて、家畜の所有者の取り組みを支援することが重要です。前述のとおり、衛生管理区域に立ち入る者として対応できる項目もありますので、家畜の所有者が実施される対応へのご理解とご協力をお願いします。

(藤井)